

令和6年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年3月5日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	岡田 正治
5 番	坂本 正敏	6 番	土田 健一	7 番	田端 末雄	8 番	本田多美子
9 番	岡村 栄一	10 番	澤村 哲志	11 番	木村 昌治	12 番	西本賢二郎
13 番	中島 浩輔	14 番	徳井 勝美	15 番	境 浩之	16 番	高島 尚
17 番	中山 一久	18 番	田上 靖晃	19 番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 2	梅田 政次郎	推 3	田中 正通	推 4	小山 包昭
推 5	安田 謙二	推 6	縄田 伊知郎	推 7	船津 和利	推 8	上田 龍介
推 9	平野 雅久	推 10	嶋田 裕一	推 11	柴尾 覚	推 13	宮永 義一
推 14	東 直幸	推 15	大家 泉	推 16	園田 勝義	推 17	永田 眞一
推 18	後藤 雄一	推 19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 12 高本 昌揮

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	係長	園木 俊範	主任	大原 三和
主任	村上 寛子						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 14 号 農用地利用集積計画の決定について
第 15 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第 7 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18 条）
第 8 号 荒廃農地の非農地について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会のほうを始めたいと思いますけれども、その前に議案のほうの訂正がありますのでお願いします。

1 ページです。1 ページの3 条許可ですけれども、2 番の案件につきまして、3 月1 日付けで取り下げがっておりますので、この案件は省きます。

それと10 ページをお願いします。10 ページの5 条の案件ですけれども、9 番、譲受人の住所がですね、熊本市合志市とダブっております。これは合志市の間違いですので訂正をお願いいたします。熊本市は消していただきます。よろしいでしょうか。

それでは、本日は農業委員総数19 名の御出席でございます。また、最適化推進委員も総数19 名のうちの19 名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7 条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和6 年第3 回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5 条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。きょうは農業委員、推進委員さん全員出席ということでありありがとうございます。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございますございました。

それから、先月29 日に合志市で開催されました熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会におきましては、お忙しい中、御参加をいただきました。大変お疲れさまでした。研修では、今の地域・・づくりと農業委員の役割等を中心に研修があったわけですけれども、玉名市の高本委員などいろんな質問がありました。なかなか厳しい意見や質問があったかと思っていますけど、なかなか有意義な研修じゃなかったかなと思います。

玉名市も先月で地域での話し合いが一応終わったと思います。今月人・農地プランの検討委員会というのが開催されますけれども、そのときにそういうまとめの話とか今後のスケジュール等とか、なんかそういうお話があらうかと思います。農業委員会から6 名の委員さんが、検討委員に高本委員をはじめ、私も入っていますけれども、そのときにそういう話が出ると思いますのでよろしくお願いします。今後ともその計画につきましては、皆様方もいろんな面でよろしくお願いします。議案に入らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事のほうに入りたいと思います。本日は議第 11 号から 15 号までの 106 件の議案、それから報告 7 号から 8 号までの 352 件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いします。

本日の議事録署名員は、委員番号 15 番の境浩之委員と 16 番の高島尚委員にお願いいたします。

なお、皆さん発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお願いします。

併せまして、採決の際には議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は 20 件です。

それでは、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 1 ページをお願いいたします。

議第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和 6 年 3 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、譲渡人が築地の申請人外 2 名、譲受人が阿蘇市の申請人で、河崎の田 7 9 7 m²外 6 筆、計 2, 9 1 7 m²を労力不足と経営拡張のため売買をするものです。

3 番、滑石の申請人で、滑石の畑 7 4 8 m²を労力不足と経営拡張のため贈与するものです。

4 番、大浜町の申請人で、大浜町の田 3, 3 8 5 m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

5 番、熊本市と寺田の申請人で、寺田の畑 4 4 2 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

6 番、大倉の申請人で、大倉の田 5 9 6 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7 番、大倉の申請人で、大倉の田 4 7 6 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3 ページをお願いいたします。

岱明町と大倉の申請人で、大倉の田 2, 1 9 9 m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

9番、岱明町と向津留の申請人で、向津留の田、現況畑335㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

10番、大倉と溝上の申請人で、溝上の畑61㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町の田2,959㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

12番、岱明町の申請人で、岱明町の田2,281㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

13番、築地と岱明町の申請人で、岱明町の田925㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

14番、岱明町と阿蘇市の申請人で、岱明町の畑854㎡外2筆、計1,756㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

15番、福岡県大野城市と岱明町の申請人で、岱明町の畑805㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

5ページをお願いいたします。

16番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,053㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

17番、岱明町の申請人で、岱明町の田724㎡外4筆、計3,315㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

18番、岱明町の申請人で、岱明町の畑198㎡を子へ贈与するものです。

19番、横島町の申請人で、横島町の田6,677㎡外7筆、計16,704㎡を農業者年金後継者変更のため使用貸借権をするものです。

20番、天水町の申請人で、天水町の田981㎡外1筆、計2,050㎡を借入地取得のため売買するものです。

21番、天水町の申請人で、天水町の田91㎡外2筆、計1,481㎡を労力不足と相手方の要望のため使用貸借権をするものです。

以上20件、合計44,686㎡につきましては、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しています。

また、2月28日、3月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

それから、連続して説明をされる場合は続けてよろしく申し上げます。

それでは1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は、ブリジストン玉名工場の西側300mぐらい、所有権移転面積は7筆で2,917㎡、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、譲受人は現在阿蘇に住んでおられるが、玉名にも住居があり、息子さんと3人で米、麦、そば、野菜などを作付けておられます。農業機械もたくさん所有されており、何ら問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 3番の案件について説明いたします。4番、岡田です。

場所はですね、滑石農協の300m南方で、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張という形で、贈与という形で進めております。譲受人は諸条件を満たしております、何ら問題ないかと思えます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。4番の案件について説明します。

場所は横島干拓まで約500mの堤防沿いの農地で、面積は3,385㎡の農地です。この農地は平成の初期に父が購入したものでありましたが、名義変更をしていなかったため今回移転の登記を行うものです。現場確認したときですね、農機の搬入口がないため、その農地に入るため他人の所有地を通らなければいけなかったので、売買を進めたところ、通行同意書をもらったそうです。

あとは何も問題なかったもので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員番号6番、縄田です。5番の案件について説明いたします。

場所は208号寺田の交差点から北東へ300m行ったところ。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということです。譲渡人が柿を栽培していたところ、譲受人が継続してそのまま柿を栽培されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番から9番までは同じ委員さんです。続けてよろしくお願ひします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。6番、7番、8番の案件については、譲受人が同一人で、申請農地も隣接していることから一括して説明いたします。

譲渡人は2、3年前から耕作者を探しておられ、労力不足、譲受人は米、みかんの専業農家で、大型農機も所有しており、現地調査した結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。以上です。

続いて、9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、自宅に隣接する畑で野菜等を栽培されておられます。管理機、草刈り機、動噴等も所有されており、現地調査した結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推8番（上田龍介君） 推進委員8番の上田です。

この案件につきましては、新幹線の玉名駅から菊水方面に走っております県道玉名立花線を約3キロほど菊水方面に行ったところに現地がございます。3月1日に現地確認をいたしました。譲受人は若干高齢者ではありますがけれども、大丈夫だろうと判断いたしました。

何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番、12番は同じ委員さんですのでよろしくお願ひします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。11番、12番の案件については、土地も隣接しており、譲受人も同じことから併せて説明します。

申請地は岱明町の野口牟田の北側に位置します。現状は2,959㎡と2,281㎡の2筆が隣接しており、合わせて5,240㎡になります。1枚の農地として麦の栽培に現状利用されています。労力不足と経営拡張等での売買となります。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。13番の案件について御説明します。

申請地は岱明町睦合簡易郵便局から南100mにある田925㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大ということで今回の申請となります。労働力及び機械

等の所有状況も問題なく、許可相当と考えております。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく
お願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、14番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。14番の案件について説明し
ます。

譲渡人は労力不足です。それから場所は私立高校の西側1kmのところに変電所が
あります。線路をまたいで北側に181㎡の田、南側に721㎡の田です。米を作
るということです。

それとあと1カ所ですね、パチンコ店の裏、パチンコ店の駐車場から100m南
側で、畑を借りて栗を栽培しているそうです。譲受人は経営拡張のため購入です。
農作業機械は全てそろっていますので、問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15、16、17番については、同じ委員です。よろしくお願いい
たします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。15番の案件について説明い
たします。

申請地は岱明町大野下の畑です。ホームセンターの北側にあたります。譲受人と
譲渡人はいとお同士です。譲渡人は現在、福岡県大野城市に居住しているため、申
請地を管理することが難しいため、譲受人のいところに贈与するとのことです。

現地確認し、譲受人とも会い、特に問題はないと思います。御審議のほどよろし
くお願いします。

続きまして、16番について説明します。

申請地は岱明町大野下の田です。これもホームセンターの裏、北側になります。
面積は1,053㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張のためです。譲受
人は大規模に米、麦を耕作されており、大型農機具も所有されています。現地確認
し、特に問題がないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして17番について説明します。

これも大野下西野添で、ホームセンターの裏になります。申請地は西野添の田、
外4筆、計3,315㎡の5筆です。譲渡人は親より相続したが、労力不足のため、
譲受人は経営拡張のためです。譲受人は16番で説明した譲受人で、米、麦を耕作

されており、大型農機具も所有されています。

現地確認し、特に問題はないと思います。御審議のほどよろしく願います。
以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、18番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。18番の案件について説明いたします。

申請理由として、子に贈与ということで、譲渡人と譲受人は親子関係です。面積198㎡で、住宅に隣接する畑で、今、現地調査した結果、深ネギとかソラマメを作っておられ、何も問題ないと思います。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） ありがとうございました。

続きまして、19番をお願いいたします。

○推15番（大家 泉君） 推進委員15番、大家です。19番の案件につきまして説明いたします。

使用借人がこのたび農業者年金受給ということで、その子の後継者に変更になったということで、何ら問題ないと思いますが、審議のほどよろしく願ひ申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、20番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。20番の案件について御説明します。

譲受人と譲渡人は去年まで賃貸借を結んでいましたが、譲渡人は施設に入っていて、長男が現在福岡在住で、こっちにいないので処分したいということで、借入地取得になりました。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、21番をお願いいたします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。21番の案件について説明します。

使用貸人は労力不足、使用借人は隣の畑ということで、現地確認をした結果、何ら問題はなく、許可相当かと思います。審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから何か御意見や御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第11号農地法第3条の規定による許可申請20件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第11号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第12号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。なお、受付番号1番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局よりお願いします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 7ページをお願いいたします。

議第12号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和6年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小島の田1,833㎡のうち222㎡で、転用目的は農業用資材置場等となります。申請地は、農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画について、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上1件、222㎡につきまして、申請内容を農地点用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、3月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりました。

受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長(園木俊範君) — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長(下川 安君) はい、始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。1番をお願いいたします。

○推4番(小山包昭君) 推進委員4番の小山です。1番の案件について説明します。

所在地は、玉名市小島で、小島橋から大浜町のほうへ300m下った左側の農地です。面積1,833㎡のうち222㎡を農用地区域内で用途区分変更面積のみ転

用許可を申請するものです。転用目的は、遠方にほかの土地を借りて、軽トラ、田植機、トラクターなどを保管中ですが、自前の土地に移すために農業用コンテナ倉庫を設置して、農機具、農業資材置場と農業車両置場の駐車場とするものです。給水計画はなし、生活雑排水の発生はありません。雨水は自然浸透です。被害防除計画ですけれども、北と東は田、南と西は道路で、うち東側は本人の土地です。隣との境から50cmほど手前に引いて碎石を敷きましたので流出はありません。また、日照、通風の隣接地への影響もありません。万一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するとのことでした。

3月1日、現地調査の結果、特に問題ありません。審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 特に御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきたいと思います。

議第12号農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第12号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。なお、受付番号10番につきましては始末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページになります。

議第13号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和6年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑344㎡で、転用目的はメダカの養殖場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑942㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田796㎡のうちの80㎡で、転用目的は道路拡張の一

時転用となります。申請地は、農用地区域内にある農地と判断した農地で、原則許可はできませんが、申請にかかる農地を拡幅工作物の設置、そのほかの一時的な利用に供するために行うため、例外的に許可は可能となっております。

9 ページをお願いいたします。

4 番、申請物件が山田の畑 5 6 6 m²外 1 筆、計 1, 0 4 6 m²で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5 番、申請物件が中尾の田 1, 3 1 8 m²で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しております。

6 番、申請物件が玉名の畑 3 5 7 m²で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設されている沿道で、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断しております。

7 番、申請物件が岱明町の畑、現況田 3 1 m²で、転用目的は農業用道路となります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8 番、申請物件が横島の畑 2 9 8 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9 番、申請物件が横島町の田 3 2 8 m²で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

1 0 番、申請物件が天水町の田、現況畑 2 9 4 m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね 1 0 ha 以上の一団の農地内にある農地で、第 1 種農地と判断しております。第 1 種農地の原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上 1 0 件、合計 5, 0 3 8 m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、2 月 2 8 日、3 月 1 日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号 1 番から 9 番まで委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は続けてよろしくをお願いいたします。

それでは、1番と2番は同じ委員さんですのでよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明します。

場所は疋野神社北西500mぐらい、転用目的はメダカの養殖場、転用面積は344㎡、譲受人は自宅でメダカの飼育を行っていたところ、その飼育場所が手狭になったことに加え、これまでの知見を生かし、品種改良を含む養殖事業を行いたいと考えて本件事業を計画したそうです。養殖場90㎡、農業用のビニールハウスを建てて、ビニールハウスの中で養殖するそうです。土地は草を切りならず程度、用水は玉名市の上水道、雨水は自然浸透、現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

2番の案件について御説明します。

申請地は九州看護大学南西900mぐらい、利用目的は宅地分譲（2区画）、転用面積は942㎡、譲渡人は、相続で親から受け取った土地であるが、福岡に住んでいて管理ができない。北側は畑、東側は住宅、西側は住宅と畑、南側は道路、申請地は道路より2m程度高くなっており、西側に3.5m幅の専用通路を設ける。南側はコンクリートブロック積みを設ける。給排水計画、給水は玉名市公共上水道を利用、生活雑排水は公共下水道、汚水は西側に設けた専用道路側溝を経て南側道路側溝に排出、造成工事の際は土砂の流出がないように施工する。万が一被害が生じた場合は、転用者が責任をもって対処するそうです。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番と4番と5番は同じ委員さんですのでよろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は玉名病院から南に500mのところにあります。事業面積は796㎡のうち80㎡です。工事車両の通路として利用されます。給排水計画については、給水はありません。排水処理方法、雨水は隣接水路に流します。生活雑排水、汚水はありません。万が一被害が生じた場合、申請者が責任をもって解決するそうです。

以上、現地調査をした結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地は山田の藤から500mのところにあります。転用面積は1,046㎡です。建売住宅6棟です。給排水については、上水については申請地東側に通っている上水管に接続します。生活雑排水、汚水は申請地東側に通っている下水管に接続します。雨水は集水桝から道路側溝に流し、申請地東側の市道側溝に流します。そ

れ以外は自然浸透をします。万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対処するとのことでした。

以上、調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、5番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校そばにあります。転用面積は1,318㎡で4区画建売住宅です。給排水計画については、給水について西側の市道隣接の上水道の引き込みを行う。生活雑排水は、西側市道隣接の下水道の引き込みを行う。雨水は道路側溝に放流する。万が一被害が生じた場合は、譲受人が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。6番の案件について説明します。

申請地は県北病院西300m、保育園と市道を挟んだ北側の住宅付き畑です。申請地は宅建住宅者、建売2戸、平屋計画です。周辺、北側は道路、東側は道路、西側は住宅、南側は水路で前が市道になっています。転用面積は357㎡です。南側はL型擁壁にて、北、南、西は擁壁があり、給排水は、給水は市上水道、生活排水は公共下水道とともに東側の市道に埋設します。雨水については集水桝を設置し、南側水路に流す。万が一被害が発生した場合には、転用者が責任をもって処理をするということです。

以上、現地調査の結果、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番、農業委員徳井です。7番の案件について説明します。

申請人は、申請地東側に申請人の農地を保有しております。現在この農地を自作しておりますが、農地への進入路が狭いため、隣接地の所有者に相談し、承諾をいただいて譲り受けることができました。それで、本件の申請に至っております。目的は、本件土地を農業用道路として設置するため、所在地は玉名市岱明町扇崎野中、現況田です。面積31㎡で第2種農地です。給排水計画はありません。雨水は自然浸透、生活排水は発生しません。被害防除計画、砂利を含む碎石を敷く程度の計画です。完成後被害防除策、万一周辺農地に被害が生じたときは、一切の責任を申請

人が行うということです。

以上、現地調査の結果、問題なく許可相当と判断いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番、9番は同じ委員さんですので、よろしくお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。8番の案件について御説明いたします。

転用の目的は個人住宅、事業計画書といたしましては、土地の選定理由は、申請人は、現在亡き父からの相続した天水の住所に家族と同居しておられて、この住居が老朽化しているため個人住宅の新築を計画したということです。なお、申請人の長女は義理の母の家に住所をおいて近くの小学校に通学していることもあり、個人住宅を建築する最適な場所と判断したということでした。

転用面積は290㎡、個人住宅1棟、給排水計画は、給水はボーリングにより地下水を利用する。生活排水は公共下水道に接続する。雨水は地下浸透とし、オーバーフロー分は北側の水路に排水します。なお、被害防除計画は、北側道路と同じ高さ程度に盛土をし、崩落防止のため法面を土留めするということです。ガス、湧水、捨て石及び粉塵等の付近への農業への影響はないと思われます。日照・耕作への影響は可能な限り抑えられるよう配慮するということです。転用にあたっては、近隣の農地の被害発生の内容に十分注意するということです。なお、隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲内で対処するということでした。

以上、現地調査をしました結果、何ら問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、9番の案件について御説明いたします。

この物件は、この申請人は障がい福祉サービス事業を行っておられる方で、隣接地の建物を事業所として利用するため、なお、従業員などの駐車場として利用したいと考えておられます。計画概要としましては、転用面積は328㎡、駐車場の内容としましては、従業員の駐車7台、送迎車3台、作業車（軽トラック1台）の砂利敷きということでした。給排水計画は、ありません。雨水の処理方法としましては自然浸透、なお、溢れ出たのは北側市道への側溝への放流ということでした。生活雑排水のほうもございません。汚水の処理方法もないということでした。

現地調査を行いました結果、何ら問題なく、また、近隣に被害、迷惑などの苦情の対応は、譲渡人が責任をもって対応するということでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番、この10番は始末書が出ています。事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、10番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。10番の案件について御説明申し上げます。

この案件は個人住宅への転用です。現在、譲受人は家族6人で玉名市天水町の借家に居住していますが、子どもの成長とともに手狭になってきたことにより本件に申請されました。転用面積は294㎡、計画としては、排水計画、給排水計画、給水方法としてはボーリング、雨水の処理としては、隣接の市道のU字溝へ、また、生活雑排水は合併浄化槽にて処理を西側隣接地に設置されている排水路へ、28日に現地確認を行いました。問題はないと思います。もし被害が生じた場合は、譲受人の責任において適切に処理することです。

御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請につきまして、委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問ございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。9ページ、4、5、6と続けて譲受人の業者さんの名前がちょっと目立つので、何か思っていたんですけど、農地が建売住宅になってしまうと、ずっと結構農地のそういう借家とか建てられて、みんな入られるのかなあ、どういうふうにはちゃんと住宅として利用されるのかな、結構たくさん今増えているので、農地がどんどん減って住宅になっているという現状と、それから、農地で個人住宅を建てられる場合、やはりいろいろ今、聞いたけど、個人住宅の場合、一生懸命探して農地、ここしかないんだという案件は結構あると思うんです。ただ業者さんの場合、その農地、局長が今、説明のときおっしゃるんですけど、「ほかに適当な土地がない」という、業者さんがほかに適当な土地がないという文言が入る、その説明で許可されるのかな、その言葉はちょっと業者さんにとっては、いろんな土地がたくさんあるのにわざわざ農地ば探さんちやよかつじゃないのか、そういう気持ちもあるので、その文言がですね、それは仕方のないことかもしれないけど、個人住宅と業者さんたちの建売住宅とは違うのかなというそういう感じがして、その文言がちょっと気になりました。何も改善はできんかもしれないけど、一応意見としてそう思いました。

○事務局長（二階堂正一郎君） 今の3件の分ではですね、ほかに適当な土地がないと

いう方は2種農地の件だと思います。3種農地に関しては、あくまでも条件的に建てられる、無条件にオッケーだからですね。2種農地の許可要件の中でですね、そういった文言がちょっと出てくるんですよ、それをそのまま流しているだけですけども、今のところですね。ただ業者さんだろうが、それはあくまでも見つけてということがあるので、わざわざ農地だけをロックして探されているわけではなくてですね、あくまでも宅地を見つけて、そして3種農地も見つけて、それでない場合は2種農地にいつているということなので、ちょっとそこで。

○8番（本田多美子君） 文句を言っているわけじゃないです。ただ、ちょっと気になってですね、あまりにもちょっと多かったもんですから、すみません。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

その場合ですね、優良農地じゃなくて、なんか使い勝手の悪い農地とか、そういうところを勧めたりなんかはできんとですか。そういうとはだめ。いろいろ問題、このあいだ勉強会のときもいろいろそういう話が出たでしょう。コストコとかあつち、要するに優良農地に建てらすとですよ。そういうところかなんか利用してもらいと納得いくのかなあと、本田さんの意見と一緒になりますけど、そういうところば、ぜひそういうところを探してください。

○事務局長（二階堂正一郎君） 農用地区域内の農地とか第1種農地とかだったらだめですよ、相談段階では言えますけれども、それ以外のところに関してはですね、要するに申請主義ですので、条件が合ってしまえば受け付けるしかないです。

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移りたいと思います。

議第13号農地法第5条の規定による許可申請10件です。原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第13号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第14号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は61件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 11ページをお願いいたします。

議第14号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

12ページから13ページまでの総括表と14ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は、所有権移転が18件

55, 454㎡、利用権設定が43件134, 879㎡、合計61件190, 333㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ただいま議第14号農用地利用集積計画の説明がありましたけれども、皆さんから何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第9号農用地利用集積計画の決定61件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第9号につきましては、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第15号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 20ページをお願いいたします。

議第15号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

21ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は賃借権設定が7件の26, 479㎡、合計7件、26, 479㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第10号農用地利用集積等促進計画の意見決定7件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第15号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。報告第7号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第8号荒廃農地の非農地通知についての352件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 22ページをお願いいたします。

報告第7号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。

令和6年3月5日提出。玉名市農業委員会会長 下川 安。

今回、22ページから30ページまでの42件、合計128,412㎡の解約通知を受理しております。

31ページをお願いいたします。

報告第8号、荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林及び原野等により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和6年3月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、31ページから48ページの310筆 計164,597㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い非農地化に同意する旨の回答をいただきましたので所有者へ非農地通知を送付するとともに、今回総会において報告ののち、国・県・市の関係機関であります法務局、熊本県農地・担い手支援課、玉名市税務課、農林水産政策課、玉名平野土地改良区に非農地化の旨を通知いたします。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和6年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時5分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年3月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

境 浩之

農 業 委 員

高島 尚